

## 6-1 法定休暇の概要

### 法定休暇(休業を含む)の概要

#### 法定休暇

- 1 年次有給休暇
- 2 産前産後、育児時間、生理日の休業
- 3 母子健康管理のために必要な時間の確保
- 4 子の看護休暇
- 5 介護休暇
- 6 育児休業
- 7 介護休業
- 8 所定労働時間の短縮(6時間)措置
- 9 所定外労働の免除及び、時間外労働・深夜業の制限
- 10 育児・介護と小学校就学の始期に達するまでの措置

現在、労働関係法規において規定されている休暇、休業等制度を概観すると以下のとおりとなる。

- 1 年次有給休暇
- 2 産前産後、育児時間、生理日の休業
- 3 母子健康管理のために必要な時間の確保
- 4 子の看護休暇
- 5 介護休暇
- 6 育児休業
- 7 介護休業
- 8 所定労働時間の短縮(6時間)措置
- 9 所定外労働の免除及び、時間外労働・深夜業の制限
- 10 育児・介護と小学校就学の始期に達するまでの措置

休暇・休業は、本来労働日である日について労働義務を免除するものである。但し、休業については、賃金の支払は労使の約条によることとなるのに対して、年次有給休暇は、有給であることが保障される。

休暇・休業の取得に関しては、直接、法律が解雇その他の不利益取扱いの禁止を規定している場合のほかにも、賞与や皆勤手当の算定に当たり、法律で保障されている休暇・休業を取得した日を欠勤したものとして取り扱うことの是非が問題となることがあるが、それが、権利を保障した趣旨を実質的に失わせるものである場合は、公序に反し無効となる。